

八潮監告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市教育長から令和4年度定期監査（部監査）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和5年1月23日

八潮市監査委員 村川大志

八潮市監査委員 林雄一

八潮教総収第 10035 号
令和 5 年 1 月 1 9 日

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和 4 年度定期監査（部監査）の指摘事項について（通知）

令和 4 年 1 2 月 2 6 日付け八潮監発第 7 8 号により提出された令和 4 年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

会計年度任用職員関係

普通旅費について、出張旅費の復路の請求誤りにより、支給額を誤っているものが、認められた。（社会教育課）

報酬について、有給休暇の繰越し日数誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。（社会教育課）

費用弁償について、通勤方法の変更に伴う集計誤りにより、支給額を誤っているものが、認められた。（社会教育課）

期末手当について、勤務実績の計算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（文化財保護課）

2 措置内容

別紙「令和 4 年度定期監査（部監査）措置事項報告書」のとおり

令和4年度定期監査（部監査）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 歳出関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通旅費について、出張旅費の復路の請求誤りにより、支給額を誤っているものが、認められた。（社会教育課） <p>(2) 会計年度任用職員関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬について、有給休暇の繰越し日数誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。（社会教育課） ・費用弁償について、通勤方法の変更に伴う集計誤りにより、支給額を誤っているものが、認められた。（社会教育課） ・期末手当について、勤務実績の計算誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（文化財保護課） 	<p>確認不足により、誤って安価ではない経路で請求し、過払いとなっていました。</p> <p>過払い分については、翌月分の伝票起票時に、理由書を添付のうえ、減額しました。</p> <p>今後は、「公務旅行の復路の旅費の支給について（通知）」に基づき、適正に請求するように確認してまいります。</p> <p>年次有給休暇簿の年休付与繰越し日数の計算に誤りがありました。</p> <p>過払い分については、令和5年1月支給分から差し引くものです。</p> <p>今後は遺漏のないよう注意して対応します。</p> <p>確認不足により、費用弁償に誤りがありました。</p> <p>対象職員へ説明のうえ、支給額を調整し、精算しました。</p> <p>今後は遺漏のないよう注意して対応します。</p> <p>日数計算誤りによる支給額の不足分1,829円について、12月期末手当で清算しました。</p> <p>今後の対応として、複数の職員でチェックする方式を採用し、点検強化を図っていきます。</p>